

3 ガイドラインの活用方法

自転車の交通安全教育は、自転車を購入する時、自転車に乗る前、家庭や学校における日常生活といった様々な場面（教育機会）で行われています。

このガイドラインでは、教育を受ける人のライフステージに応じて、教育主体が有する教育機会を活用し、習得することが必要と考えられる「技能」「知識」「行動・態度」に関する教育内容や教育方法の例を、官民それぞれの知見を取り入れ、示しています。

教育機会は、

- 時間（限られた時間しかないのか、ある程度まとまった時間を確保できるのか）
- 場所（屋外で実際に自転車に乗ることができるのか、屋内の座学なのか）
- 人数（何人くらいの人に教えることになるのか）

が異なります。

また、地域によって自転車がどのような時間や場所で使われることが多いかといった利用実態や、どのような場所でどのような相手との交通事故が起こっているかといった事故実態が異なります。

交通安全教育を行うときは、こうした教育時間・場所・人数や、自転車の利用実態等を踏まえ、このガイドラインを参考にして教育内容・方法を選定しましょう。

なお、一つの教育主体が自分たちだけで考えるのではなく、様々な教育主体が情報交換や役割分担を行い、このガイドラインを参考に、地域や社会が連携して交通安全教育を行うことが効果的です。

ガイドラインの活用に当たって

- このガイドラインでは、自転車の交通安全教育を行う方（教育主体）が、教育内容を検討したり指導マニュアルを作成したりするときに参考になるよう、ライフステージに応じた適切な教育内容等をまとめています。
- p.122「7 教材紹介」で紹介している警察庁の「自転車ポータルサイト」では、実際の教育において活用できる教育教材を紹介しています。このガイドラインと併せて活用しましょう。
- このガイドラインでは、それぞれのライフステージで教育すべき内容を
 - ・「技能」（自転車を利用するときに“実際にできるかどうか”を確認できるもの）
 - ・「知識」（“ルールを身に付けたかどうか、知っているかどうか”を確認できるもの）
 - ・「行動・態度」（“安全に自転車を利用するためには必要な心構えや考え方方が身に付いているか、そしてそれを実行できるか”を確認できるもの）

に3分類しています。

教育後には、教育効果を確認し、活用する教育教材を見直すなど、教育対象に合った教育方法に隨時改善していくことも有益です。

「技能」「知識」「行動・態度」

教育に当たっては、人の発達段階を踏まえる必要があります。子どもなどが自転車を初めて利用するときには、まずは「技能」と「知識」の内容を習得することが不可欠となり、これを身に付ける必要があります。その後は、自分だけでなく、他の交通主体（交通参加者）のことを考慮して、安全かつ思いやりのある行動をとれるようになることが求められます。そのために必要な内容が、「行動」であり「態度」です。教育内容としての「行動・態度」は、それ単体で（機械的に）習得できる技能や知識と異なり、自身の行動が周囲に与える社会的影響などを意識した、より高度な概念といえます。

行動（＝実際の振る舞い）と態度（＝考え方）は、常に一致するとは限らず、行動と態度が乖離すること（例：できればルールを守ろうという気持ち（態度）はあっても、時に、その気持ちとは矛盾する行動をとってしまうこと。）があります。しかし、望ましい態度（＝考え方）が形成されなければ、それに対応した望ましい行動（＝実際の振る舞い）をとることができないことから、望ましい行動と態度は、セットで習得すべき内容となります。

教育を行った結果、「技能」「知識」「行動・態度」の内容を習得できたかどうかを確認することは大変重要です。教育を行った者の狙い通りの目標が達成されたかどうかを確認するようにしましょう。「技能」「知識」については、走行テストや知識テストを行うことにより、教育内容が実際に身に付いたか確認できます。

一方、「行動・態度」については、教育効果を可視化することは簡単ではありませんが、「態度」については、教育後にアンケートを行うなどして、教育を受けた人の考え方が望ましい方向に変化したか確認することが可能です。「行動」については、その後の日常の自転車運転中の様子を観察して確認することは難しいですが、例えば教育効果の測定に詳しい専門家に依頼するなどして、行動変容の有無とその内容を確認することは可能です。

教育内容・方法の選定の流れ

次の①～⑥の流れを参考にして、教育内容・方法を選定してください。

<例>

「保護者」が「小学5年生」の子どもに家庭で教育する場合

① 教育対象を確認

- ・教育対象を確認します。
- ・p.14～「4 ライフステージごとの目標と教育内容」で、教育対象に応じた目標と教育内容を確認します。
- ・教育対象のこれまでの教育状況や知識等の習得状況を確認します。

- ・教育対象：小学5年生
- ・p.27～「小学生（4～6年生）」のページで、目標・教育内容を確認

② 地域における自転車の利用実態・事故実態を確認

- ・自転車の利用目的や利用時間、通行する道路の状況等の利用実態を確認します。
- ・どのような場所で、どのような事故が発生しているか確認します。
(参照：p.36 「column 4 交通事故発生マップ」)

- ・利用目的：主に自宅近くの公園までの移動手段
- ・利用時間：主に夕方
- ・道路状況：歩道がある住宅街の生活道路を通行
- ・事故実態：一時停止標識のある交差点で自動車と自転車の出会い頭事故が発生

③ 教育目標を設定

- ・①、②を踏まえ、個別に「教育目標」を設定します。

- ・教育目標：「歩道を通行する場合は、車道寄りの部分をゆっくり通行し、歩行者の通行を妨げる場合は一度止まる」「交差点での一時停止を必ず行う」

④ 教育内容を選定【p.14～】

- ・教育を行う時間・場所・人数を踏まえ、教育対象のライフステージのページを参照し、「教育内容」を選定します。
- ・教育内容に応じた基本的な自転車の交通ルールは、p.105～「6 基本的な自転車の交通ルール」を参照してください。

- ・時間：自転車で一緒に外出する時
- ・場所：実際の道路（模範走行）
- ・教育内容：知識「歩道の通行方法」「指定場所における一時停止」

「知識」の教育内容（★は重点的に教育すべき事項）

※赤字は本ライフステージで新しく追加された内容

項目	重点	習得すべき目標	参照
道路交通法上の自転車の位置付け		・自転車は車の仲間であることを理解している	p.105 1
車道の通行方法	★	<ul style="list-style-type: none">・自転車の通行場所は、車道が原則であり、歩道が例外であることを理解している（13歳未満は歩道を通行することができます）・車道を走るときは、道路の左側端を走らなければいけないことを理解している・普通自転車専用通行帯がある場合の通行場所について、矢羽根型路面表示との相違も含めて理解している・自転車道がある場合は自転車道を走らなければいけないことを理解している	<p>p.106 2 p.28 11 p.31 12</p>

・「項目」ごとに習得すべき目標を記載しています。対象者の理解度を確認しつつ教育を進めるようにしてください。

・それぞれの項目について解説していますので、参照してください。

- ・特に重点的に教える必要のある項目には「★」があります。
- ・教育時間によって教えることのできる内容は限られますので、重点項目を中心に選定してください。
- ・ライフステージを通じて、全ての項目を習得できることを目標としています。

⑤ 教育方法を確認【p.70～】

- ・p.70～「5 各教育主体の教育内容と教育方法の例」で、教育主体別の教育方法の例を確認します。

教育内容	各ライフステージで習得するべき知識
教育方法 (例)	<ul style="list-style-type: none">・子どもを幼児同乗用自転車に同乗させたり、保護者と同伴走行したりするときに、保護者が子どもと一緒に交通ルールを学習・子どもの関心を引く教材を用いた教育・ヘルメットの正しい着用とその効果・必要性の説明、ヘルメット着用の促進（参考：p.24 「8 正しいヘルメットの着用の仕方」、p.32 「14 ヘルメット着用が必要なのはなぜ？」）

- ・教育方法の例を示しています。
- ・活用できる教材については、⑥のポータルサイトで紹介しています。

⑥ 活用できる教育教材を確認【p.122～】

- ・警察庁の「自転車ポータルサイト」に自転車の交通安全教育に活用できる教育教材を紹介しています。



【教育教材の例】
神奈川県警察

「スマートチリリンスクール」